

御杖村区長等の報償金等に関する要綱の一部を改正する告示

御杖村区長等の報償金等に関する要綱(令和2年御杖村告示第16号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(重複支給の禁止)

第6条 区長の職が特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の選任要件になっている場合で、区長が特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。